

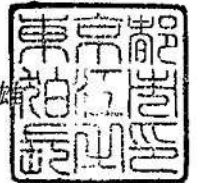


狛江市公示第 235 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し、下記のとおり必要な措置をとることを命じた。

令和 2 年 9 月 1 日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 対象となる特定空家等

所在地 東京都狛江市猪方三丁目 518 番地

用途 住宅

2 命じた措置の内容

- ・ 家屋を除却すること。家屋を除却しない場合は、建物の附属物等が落下しないよう補修し、耐震性が確保されるよう改修すること。
- ・ 高木、隣家や道路に越境している樹木等を撤去すること。樹木を撤去せず、剪定等により対応する場合は、事前に下記責任者に連絡し、対応方法を協議すること。
- ・ 低木や草木等が繁茂しているため、剪定及び除草すること。
- ・ 敷地内に放置されているごみをすべて処分すること。

3 命じた措置をとる期限

令和 3 年 2 月 26 日（金）

4 命じた理由

- ・ 家屋からの落下物、剥落物及び破損している状態がそのまま放置されると倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。
- ・ 立木の適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているため。
- ・ ごみが放置され、著しく衛生上有害となるおそれがあるため。

5 命令に関する責任者

狛江市都市建設部まちづくり推進課長